平成２４年（再ロ）第１６号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅２棟316号
再生債務者　本多　勝利
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月18日から平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第１３号
広島市南区北大河町26番８号
再生債務者　北山　礼二
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月25日から平成25年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第２号
宮崎県都城市蓑原町2448番地２
再生債務者　上野　　淳
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月５日から平成25年３月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００５９号
東京都豊島区上池袋４－９－１－201
再生債務者　渡邊　鷹秀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月４日まで
平成25年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００８７号
東京都港区港南３－７－10－803
再生債務者　尾崎　晴人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月４日まで
平成25年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００８８号
東京都港区港南３－７－10－803
再生債務者　尾崎貴美子（旧姓永渕）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月４日まで
平成25年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００８９号
東京都品川区大井７－19－14　Ｖｉｌｌａ　Ｃａｔｅｒｉｎａ　２ｂ
再生債務者　北條　義友
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月４日まで
平成25年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１２号
千葉県市原市大厩1800番地77
再生債務者　石岡　秀俊
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月５日まで
平成25年１月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第３号
山梨県韮崎市藤井町北下條1465番地２　サンコーポラス藤井住宅１棟301
再生債務者　有野　　潔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月18日まで
平成25年１月21日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再ロ）第１１号
沖縄県那覇市字小禄1481番地６　ピア・アーバン小禄209
再生債務者　波平　敦子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月19日まで
平成25年１月22日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第８号
佐賀県鳥栖市平田町1228番地１
再生債務者　原田　公裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月15日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再ロ）第１号
広島県尾道市浦崎町359番地２
再生債務者　村上　哲哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月21日　広島地方裁判所尾道支部

平成２４年（再ロ）第１号
北海道紋別市南が丘町５丁目13番６号
再生債務者　柳原　栄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月18日　旭川地方裁判所紋別支部

会社更生

会社更生
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月十六日
掲載頁　五十一頁（号外第八十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年三月三十日
掲載頁　一一〇頁（号外第七十五号）
平成二十五年一月三十日
東京都町田市鶴間一六一九番地八
（甲）株式会社エム・ジーコム
代表取締役　古宇田　愛
東京都昭島市武蔵野二丁目六番二五号
（乙）関東アストモスガス株式会社
代表取締役　川島　　博

会社更生
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月三十一日
掲載頁　一〇三頁（号外第一六五号）
平成二十五年一月三十日
東京都千代田区岩本町一丁目三番九号
（甲）株式会社白青舎
代表取締役　内田　　隆
東京都千代田区岩本町一丁目三番九号
（乙）ハクセイサービス株式会社
代表取締役　福澤　英治